

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 105
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金」 のご案内

鳥取県では医療機関の負担軽減のための応援金制度が実施されています。概要は以下の通りです。

【支給対象】

○鳥取県内に所在地がある医療機関等、高齢者介護・福祉サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、救護施設、保育施設等を開設、運営している事業者、法人。

※支給は1事業者、施設1回限りです。

※医科と歯科でそれぞれの保険医療機関指定がある場合でも、1つの医療機関として開設されている場合は、いずれか一方の保険医療機関として申請してください。

【支給金額】

○施設区分、提供するサービス種別等の区分に応じて変わります。

制度の詳細内容は鳥取県医療政策課のホームページをご覧ください。

無床診、歯科診療所……………1施設あたり200,000円

有床診（病床数1床以上19床以下）……………1施設あたり250,000円※1

一般病床1床当たり25,000円を加算

療養病床等1床当たり15,000円を追加

病院（病床数200床以上）……………1施設あたり700,000円 ※1

一般病床1床当たり60,000円を加算

療養病床等1床当たり40,000円を追加

病院（病床数100床以上200床未満）……………1施設あたり500,000円 ※1

一般病床1床当たり45,000円を加算

療養病床等1床当たり25,000円を追加

病院（病床数100床未満）……………1施設あたり350,000円 ※1

一般病床1床当たり35,000円を加算

療養病床等1床当たり15,000円を追加

歯科技工所……………1施設あたり70,000円

※1 救急告示医療機関1施設あたり350,000円を加算。

※2 令和7年4月1日時点で休床の病床は支援対象にはなりません。

【申請期限】

○令和7年4月25日(金)～令和7年9月30日(金)

※期日に余裕をもたせた申請をお願いいたします。

【手続き】

○様式第1号 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給申請書を
電子メール、郵送又は持参により提出

※申請書は鳥取県ホームページもしくは右記二次元コードからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課

☎0857-26-7182

